

◆地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の概要

1 概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日を平成24年5月1日とするもの。

2 参照条文

○地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第96条第2項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

※地方自治法の一部を改正する法律の公布の日：平成23年5月2日